

第六十二回 参議院 内閣委員会 會議録第十九号

昭和四十四年六月十日(火曜日)

午前十時四十七分開会

出席者は左のとおり。

委員長 八田 一朗君
理事 石原幹市郎君
柴田 榮君
北村 暢君

委員

佐藤 隆君
玉置 猛夫君
長屋 茂君
安田 隆明君
山崎 竜男君
山本茂一郎君
林 虎雄君
前川 旦君
村田 秀三君
中尾 辰義君
片山 武夫君
岩間 正男君

國務大臣

厚生 大臣 斎藤 昇君
國務 大臣 荒木萬壽夫君

政府委員

行政管理庁行政 岡内 豊君
監察局長 戸澤 政方君
厚生大臣官房長 戸澤 政方君
厚生省児童家庭 渥美 節夫君
局長 梅本 純正君
厚生省保険局長 伊部 英男君
厚生省年金局長 伊部 英男君

事務局側

常任委員会専門 相原 桂次君

説明員

厚生大臣官房企 首尾木 一君
画室長
厚生省医務局次 北川 力夫君

本日の會議に付した案件

○厚生省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○許可、認可等の整理に関する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(八田一朗君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

厚生省設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

質議のおありの方は、順次御発言を願います。

○岩間正男君 先に時間の関係から資料要求をしたいと思ひます。

第一に、国立病院と国立療養所に関して、現在看護婦が三万一千人不足している。その内訳を明らかにしてもらいたい。

第二は、八日夜勤、これは人事院の裁定によるものですが、八日夜勤に必要な増員を三年間で二千百人、こういうことでこれを補充する計画を出しておりますが、この二千百人とする根拠ですね、これはどういう計算によるのか。

第三には、複数夜勤に必要な増員数、複数夜勤を完全にやるとすれば、どれぐらいの増員が必要なのか。

第四には、昭和四十四年度の削減人員の職種別俸給表、これを俸給表別に内訳を出してもらいたい。

この四つの資料を出していただきたいと思ひます。

○委員長(八田一朗君) ただいまの資料につきま

しては、提出できるものは要求に応じていただきたいと存じます。

○政府委員(戸澤政方君) 承知いたしました。

○北村暢君 厚生省設置法等の一部改正案の内容について質問する前に、若干当面する重要な医療問題について伺ひをしておきたいと思ひます。

今回四月に入りましてから健保特例法の二年延長をする法案の提出があったわけでありまして、その後、自民党の医療基本問題調査会等が試案を発表されておるようであります。で、政府は衆議院の予算委員会において、今会期中に医療問題の抜本改正案について審議院に諮問をするということとを答弁されておるわけなんですけれども、さらに国会は七十二日間の大規模延長があったわけでありまして、一体政府は、この医療問題の抜本改正についてどのように対処していかれようとしておるのか。まずこの点について大臣の見解を承ておきたい。

○國務大臣(斎藤昇君) 医療保険制度の抜本改正は、私から申し上げるまでもなく、長い間の問題でございました。ことに、二年前に健保特例法の成立を見ました際に、二年以内には抜本改正をやるという政府は約束をいたしましたのでございまして、御承知のように、関係するところきわめて広く、なかなか結論が出にくいという状況にございまして、厚生省としましては、二年前の十一月に厚生省の試案をつくりましたけれども、与党である自由民主党におかれましては医療基本問題調査会を設けまして、そして各界各層の意見を聞きながらその方策をまとめてもらってきたわけでありまして、御承知のように、数日前に党のほうで一応医療基本問題調査会の答申を了承いたしましたと同時に、若干の反対意見等もあることを明記いたしましたので、政府に伝達がございました。そうして、これらの反対意見をもよくしんじやくをして、政府と

しての統一した具体案を作成をせられたい、こういうことになってまいっているわけでございます。

そこで、ことしの一月、二月のころの予算委員会におきまして、私は、できるだけこの国会中に関係審議院に諮問をいたしたい、かように申し上げておりましたが、党の調査研究も非常に長引きまして、しかもその内容は、先ほど申し上げますように、相当の反対意見もついているわけでございますので、これを調整しながら、いま各省間において意見をまとめた、かように思っているわけでございます。まあ国会は延長されましたが、この国会末までには政府の意見をまとめた、と努力をいたしておりますが、何ぶん非常に広範であり、またいろいろな各団体、また各層においていろいろな意見もございまして、でき得ればさようにいたしたいと考えておりますが、相当時日を経過いたしてまいりましたので、あと余すところ時間はございせんが、ただいまさような努力をいたしておる最中でございます。

○北村暢君 ただいま答弁がございましたが、どうも厚生省試案を出してから批判があったので、厚生省としては、自民党の医療基本問題調査会の結論待ちというような形で一年以上終始したわけですね。その出てきた案が、いま大臣がおっしゃる通りに、反対の意見もついた形で政府に提出された。こういうことですが、その自民党の試案はすでに発表されておりますけれども、どうも医師会の意見を大幅に取り入れた片寄った案であるというところはもう新聞で報道されているとおりであります。ほんとうにこの自民党の医療基本問題調査会の国民医療対策大綱というふうなものがあるのか、厚生省の原案作成にそれほど役立つものなのか、どうなのか、また、この大綱とやや似たものを審議院に諮問をする、こういうことになるのかどうか。この点の見通しについてひとつ大臣の考

思います。ただ内容について申し上げますと、その医療も新しいいろいろな疾病、それらに対する研究、あるいはこれに対する治療の方法等を今後大いに検討していかなければならぬという問題がたゞさん出てきておられることは御承知のとおりであります。それからまた、医療需要自身は、総体申しまして横ばいと申しまして、病院の数でありますとか、あるいは特殊な施設あるいは特殊な医療的需要によって起こります諸施設がだんだんとふえてまいりました。老人の特別養護施設というものははじめといたしまして、あるいは身障者の施設でありますとか、あるいはいろいろな福祉施設的な医療施設が、今日社会の実態にマッチさせるためにだんだんとふえてまいっております。普通病院のベッド数もふえてまいっております。したがって、それに対する医師あるいは看護婦あるいは保健婦、その他の医療関係の従事者の数も非常に必要になってまいっております。これらの数、ことに看護婦、保健婦の数は、必要を満たすだけに追いついていけないというのが今日の現状でございますが、急速にこの対策は立ててまいらなければならぬ、かように考えているわけでございます。

ざっとした考え方はそういうような現状でございます。

○北村暢君 大体内容は、私もいろいろ資料等によって勉強しておりますが、医療の大体の需給関係について現状の説明が若干ございましたが、どうでしょう、将来の、将来といってもあまり遠い将来ではなく、この五カ年程度を見て、一体今後どういふふうな需給関係がなっていくのか、その見通し等について、ちょっと専門的でごまかい点ですから、大臣でなくて関係局長でいいですが、どういふふうに見ておられるのか。いま医師、看護婦等の不足の問題も出ておりましたが、医療の需給の問題と関連して、少し具体的に数字を入れて見通し等について説明していただきたい。

○説明員（北川力夫君） ただいまお尋ねの医療の需給関係の将来の見通しでございますが、御指摘のとおり、非常に最近における受診率の増高に伴

いまして、まずこれを受け入れる側といたしましては、医療施設と、それから医療従事者があるわけでございます。医療施設につきましては、ただいま大臣からも申し上げましたように、三十五年に病院で約六千でございましたものが、四十二年には七千五百にふえております。病床数にいたしましても、三十五年に六十八万であったものが、四十二年には九十六万、現在では百万をこえていると予測されます。大体今後、そういう状態でございますので、疾病構造はますます人口の老齡化等に伴いまして複雑化いたしてまいりますので、医療需要というものは相当に伸びていくんじゃないか。最近の数字を申し上げますと、病院の病床が大体毎年四万ないし五万の間で増加をいたしておる、そういう状態でございますから、いま申し上げたようなことで、今後いろいろな新しい人口構造の変遷あるいは新しい疾病の発生といふふうなことで、医療需要はますます伸びていくんじゃないかならうかというのが私どもの見方でありまして。

また、これに對しまして医療従事者のほうでございますが、医療従事者のほうは、現在医師は約十一万でございます。それから看護婦が、四十二年末で就業いたしておりますものが二十五万三千人、さらにまたそれとほぼ同数のいわゆるリタイアいたした未就業看護婦があるわけでござい

ます。医師につきましましては、数年前からすでに医師の不足といふことは大きな声でございまして、そういう意味合いから、私どもは文部省に對しまして、そういう意味合いから、私どもは文部省に對しまして、医師の増員をお願い申し上げましたが、その結果、年々文部省の大学の入学定員は増加をいたしてまいりまして、今年度の入学定員は四千四十名というふうな、大体数年前に比べますと、一千二百名から一千三百名くらい増加の傾向をたどっております。さらにまた、明年度から秋田大学に医学部を設置するというところで、本年度は調査に入っております。医学部そのものの設置につきましても、相当私どもも文部省にお願いいたしておりますし、また文部省当局も、医師の充実

ということを熱心に行っていたらどうなるか、次第でございます。

看護婦につきましては、いま申し上げたような現状でございますが、先ほどから北村先生も御指摘のとおり、現在非常に高度化した医療に医療、さらにまた医療需要の非常な伸び、それに加えて、さらにはいろいろな勤務条件といふふうなものを改善していかなければならぬというふうな状況も加味されまして、相当数現在不足をいたしておることは事実でございます。したがって、これにつきましましては、当面私どもはできるだけ早い機会に行政措置としてやれることは十分やります。たとえば先ほど申し上げました未就業の看護婦についてさらにその再就業を促進いたしますとか、あるいはまた、先ほど申し上げました長期の計画といふふうなものを立てて、できるだけ近い機会に医療需要の伸びに見合うような必要数を確保するよう努力をしてみたいと思っております。なお、医療従事者につきましては、医師、看護婦のほかに、現在たとえば衛生検査技師とかエックス線技師とか、そういったパラメディカルな職種も相当数必要とされておりますけれども、こういった面につきましても、その総数の確保並びに全体的な制度の改正、改善といふふうなことに向かつて十分な検討を加えてまいりたいと考えております。

○北村暢君 いま説明がありましたように、確かに医療問題は、今日非常に伸び率で患者もふえておるし、病気の構造も複雑化しておるし、たいへんな問題であります。それに対する患者の不満といふものは相当やはり出てくると思ふですね。そういう点からいって、いま説明のありましたように、医師、看護婦、それから医療施設の問題、たいへんな問題を抱えておると思ふんです。したがって、保険制度の問題、医療制度の抜本改革の問題、これはもう一日もゆるがせにできない問題でありますし、先ほどから答弁がおりますので、私も一生懸命やっていることは認めるわけですが、今日これはもう放置できない段階にきてお

る、このように思います。それがそういう状態でありながら、医療問題の改革が行なわれないために、今日までそのことが非常に医療行政の支障になっておるといふことは、これはもう否定できないと思う。これは健康保険特例法の二年延長等でお茶を濁せる問題ではない、このように思いますから、ひとつ大臣の勇断をもって、ほんとうに政府の強力な施策、厚生省自身がすみやかに強力な行政措置をとらないというところ、医療全体についての混乱は避けられないじゃないか、このように思います。したがってこの点については、ぜひひとつ厚生大臣の勇断を期待しておきたい。この問題についてはそれくらいにしておきます。

それから次に伺いたいのは、先ほど来ちょっと説明の中にも出ておりましたが、人口の老齡化の問題で、最近の日本の平均寿命、あるいは就業人口で若年労働者が非常に不足してきている、こういう問題を含めて老齡化の問題が出てくる。厚生省は人口問題についての審議会、または研究所等を持って、人口問題の検討をされておるわけですが、この人口問題について現状をちょっと説明をしていただきたい、このように思います。

○説明員（宮尾木一君） わが国の人口問題の現状でございますが、総人口は現在一億を少しこえておるといふ状況でございます。規模におきましては世界第七位の人口といふことになっておるわけですが、特徴的な問題点といたしましては、現在出生率が下がっているといふことでございまして、昭和三十一年以来およそ十三、四年の間継続して、大体人口千対十七ないし十八人といったような低い出生率になっております。人口のいわゆる出生力という観点から見ますと、再生産率が一を割った状況といふのがやはり十数年続いております。こういうような状況になっておるわけで、このままではますます、将来人口の減少をもたらす可能性もあるといふふうにいわれておるわけでございます。ちなみに、現在の状況が続いてまいりますと、総人口は昭和八十年から八十五

年の間で減少に転ずるといふこと、それから生産年齢人口、すなわち十五歳から六十四歳の人口というものは、昭和七十年から七十五年の間で減少に転ずるといふこと、そのことは一応現在の状況のまま進むとするとそういう状況になるということが推定されておるわけでございます。

なお、人口老齢化の問題でございますが、先ほど先生のおっしゃいましたように、人口の老齢化現象が進んでおりました、六十五歳以上の人口は現在およそ――昭和四十年の国勢調査の段階におきまして六・三％でございますが、これが昭和五十年には大体八・一％ぐらい、それから六十年にはおよそ一〇・九％、さらにそれが進行いたしますと、昭和七十年には一二・九％といったような数字になるといふふうに予想されております。大体そういうような人口の動向になっておるわけでございます。

○北村暢君 いま出生率が非常に低い、各国と比較しても出生率の低下を来している。最近若干よくなっている点もあるようですが、この出生率の低下、しかもいまの状態で推移するならば、人口減少の方向にいくだろう、こういうことなんですが、これについて欧米先進国との比較において、一体どういうことになっているのか。それからこの出生率の低下の原因は一体どのように見えておられるのか。この点について伺います。

○説明員(菅尾木一君) 出生率そのものは、女子人口、子供を生む女子の数がどの程度人口に占めているかという点によりまして、各国ともそれだけの数字で比較することはむずかしいものでございますので、一応出生率という点から御説明を申し上げますと、純再生産率、これが日本の場合には、ただいま申し上げたように、一を切っている状況でございますけれども、アメリカの場合、一九六四年の数字でありますが一・五、それからイギリスが一・三六、ドイツが一・一九、それからフランスが一・三四、イタリアが一・一四、スウェーデンが一・一八といったようなことで、いずれも一応純再生産率を一を上回って

おる状況になっておるわけでございます。なお、西欧諸国におきましても、東欧のたとえばハンガリー、あるいは東欧諸国等におきましては、人口の純再生産率が一を切っておるという事例もございまして、多くの国におきましては、ただいま申し上げたように、一をこえている状況になっておるわけでございます。

それから、わが国における出生率の低下の原因でございますけれども、これにつきましては、いろいろ人口問題研究所あるいは人口問題審議会等におきましても、いろいろ御議論をいたしておるわけでございますけれども、その多くの意見といたしましては、これはなかなか一義的に申し上げることは困難であると思ひますけれども、いろいろわが国における経済的な問題、たとえば児童の養育についての費用の問題、それから一方、それぞれの家庭に、生活水準を向上させようというような意欲が非常に強いということ、そういうようなことでございまして、あるいは全体といたしまして、戦後における核家族化の傾向等、そういうような考え方の均てんに従ひまして、子供を少なく生んで育てるというふうな風潮というものが一般的になっておるといふようなことが原因ではないか。あるいはまた、住宅事情等の影響があるのではないかといたしたようなことがいわれておるわけでございますが、それだけの要因というものがどの程度、どういふように反映しておるかというところは、これにつきましては非常にむずかしい問題でございますので、ただいまのところ、定まった議論というのはいないようでございます。

○北村暢君 出生率の低下の問題と、それから死亡率との関係における自然増加、こういう一連の人口動態の推移の中で、私は、高齢層が非常にふえてきているという問題と関連を、将来の人口対策というものについて、一体、対策としてそういうものが考えられるのかどうか。いまの人口問題の研究はされているが、さて人口問題全体としての推移の動態等について、政府が関心を持って、ある政策目的で政策がとれるのかどうか

のか。そういう点について厚生省あたりで対策を講じたことがあるのかどうか。そういう点について、いままでこの人口問題についての施策を、どういふふうな施策をとったんであるか。これはあまり聞いたことのないのですが、そういうことがあり得ることなのかどうか。この点私全然しろうとですからわかりませんが、厚生省が対策を講じたことがあるのかどうか、お伺いしておきたい。

○国務大臣(斎藤昇君) まあ率直に申しまして、ほとんどなかったと、そう言っているのじゃないかと思ひます。大体、いままでは日本の人口が減っては困るじゃないかという声、これに對しては、どうしたらいいかという声は、いまだ非常に少なかったように思ひますが、最近になって、どうしたかという声が相当出てきて、最近になりました。また厚生省自身といたしましても、たとえばこのたび人口中絶の事態調査をやるといふので、ことし予算をとって調査をやりたいと思ひておりますが、また児童手当という問題も、これは人口問題だけではございませんが、その点を多分に考へての手当制度を実施をいたしたい、かように思つておるわけでございます。

○北村暢君 この点についての、出生率が低下して、また死亡率がぐっと低下してまいります。したがって、これは医療制度が充実したのか、衛生関係が充実したのか、この点はどういうことになっておるか、原因についてはお伺いしたいと思ひますけれども、とにかく平均寿命が延びていることは間違いないですね。これは医療需要が急速にふえていくということとの関係、何かこれはやはり関係があるのではないかと思います、こういう点についての分析等は行なわれたことがあるのでしょうか、どうでしょうか。

○国務大臣(斎藤昇君) また詳細な数字等につきましては、関係政府委員会からお答えいたしますが、死亡率の低下は、たとえば乳幼児の死亡率も非常に減つてまいりました。また妊産婦の死亡率も減つてまいりました。また一般疾病による死亡

率も非常に減つてまいりました。これは医療の進歩、それからやはり医療保険制度の効果、また社会福祉的な施策のあらわれである、かように思ひ次第でございます。

○北村暢君 先ほどの説明もありましたように、年齢の区分による将来の推計等が厚生省の人口問題研究所の統計で出ております。先ほど説明ありましたように、零歳から十四歳、それから十五歳から六十四歳の生産年齢人口、それから六十五歳以上の老人といふものの構成比が将来非常に急速に高まっていく、逆に零歳から十四歳の構成比が低下していくという状況が非常に急速に進んでいるようでございます。したがって、先ほど来、この人口問題について何らかの施策が講じられなければならない。昭和九十年を見通しての構成がすでに出ておるわけですね。こういうことが見通しなされるということになれば、それに応じた施策といふものは、私は可能ではないか。また、医療施設等についても、六十五歳以上の老人が非常にふえてくるわけですから、同時に、先ほど来説明あつた病気の種類も老人に關係する医療といふものが複雑化してくる、こういうことが出てくるだろうと思ひますが、昭和九十年まで見通しての推計といふものが、昭和九十年まで見通して研究されておるわけですから、こういうものを見、今後の医療問題等についても、相当な関連性が私は出てくるんじゃないかというふうに思われるんです。

したがってこの人口問題は、ひとり医療問題でなく、産業構造あるいは就業構造といふものともちろん關係してまいります。そういうような問題について、今後の年金の問題、産業の就業關係の問題、医療關係の問題、全般にあらゆる面はこの人口問題といふものは施策として反映されてなければならぬ、こう思ひますがね。そういう点からして、いま申し上げたような傾向に對して、厚生省の立場でも少しこの人口問題といふものの研究が各方面に生かされるような形で施策が考えられてい

には無関心ではないか、こんなような感じがするんですが、これについて一体せつかくの研究がどういうふうに行なわれるのか、こういう点について検討されておられるのか、お伺いいたしたいんですが。

○国務大臣(斎藤實) おっしゃいますように、とにかく人口問題というものは、あらゆる産業その他にも大きな影響を持つわけでございます。したがって、人口問題調査会におきまして、現在、将来にわたる人口構成その他研究をいたしておりますが、これを医療の面から考えましても、あるいは産業の面から考えましても、どうしても生かしてまいらなければなりません。したがって関係各省それぞれこの人口問題、人口の将来のあり方というものをにらみながら施策をやっているわけでありまして、政府の人口問題審議会というものが設けられておりますが、そこにおきましても、当面産業上、社会福祉上とすべき施策について検討を願ひ、逐次答申をいたして、これを施策にあらわすようにいたしているわけでございます。

ことに、厚生省といたしまして、この人口問題とにらみ合わせながら、あるいは乳幼児対策にいたしまして、中高年層の人たちの福祉の問題にいたしまして、労働省においては、中高年層のさらに職業あるいは労働人口としてどう把握していくかということも検討してもらっているわけでありまして、また保険制度自身から考えてみましても、昭和九十年になれば、いまのままでいけば約二〇%が六十五歳以上の高齢で占める。これらがほとんど全部国民健康保険の中に入ってくる。したがって国民健康保険というものは非常に重圧を受けることになるであろうと思ひます。そういうことも保険制度といたしましては、この抜本改正の一つの大きな考え方として取り入れていかなければならない、かように思っております。

○北村暢君 いま大臣がおっしゃられるように、六十五歳以上の人が二〇%を占めるような構成に

将来なっていく。昭和五十五年の九・一%が昭和九十年には二〇%になる、こういう推計でございます。ところが、今度の国会でも、いまま重要な法案の一つとして定年制の問題が出てきていますわけですね。この定年制の問題が出てきているというところを見ますと、どうも年齢の老齢化傾向というものが、それに応じたところの施策が正しく反映されて考へていないというところには私はちよつと疑問を持たざるを得ない。定年をどういうふうにするか、これが問題でしようけれども、そういう点についてどうも一貫性がないんじゃないか。おっしゃられるように、厚生大臣の関係では、高齢者の年金を今度別に考へるというふうな考へ方も出てくることは知っております。

そういう点で、一応高齢者の対策としての保険制度の中においては、今後の問題を見通して検討されておるといふことはわかります。労働省も中高年層の職業訓練をやっていることも知っておりますが、大体いま説明のありましたように、老齢化傾向に對していろいろの施策というものが、どうも一貫性を持って、将来を見通して対策が講じられていないというふうには思えない点がだいたいある。したがって、この点については、せつかくの人口問題の研究をやっておられるわけですから、あらゆる面においてこういう傾向というものが、応じた施策が講じられてしかるべきだ、こういうふうには思ひます。

したがって、これは厚生大臣にだけ要望しても解決する問題ではもちろんございせん。しかし、これは今度の法案に出ております児童手当の審議会を設けるというところで、今後の児童手当の問題とも非常に関連を持つてくる問題でございます。

したがって、この人口問題について若干お伺いしたいわけなんです。児童手当の問題については、村田委員がこれは後ほど詳しくお聞きする予定になつていきますから、私は児童手当の問題は省略させていただきますが、ここでお伺いしたいのは、厚生省は審議会を非常にたくさん持つており

ますね。それで今度の設置法の改正でも、審議会の整理統合の問題が取り上げられておるわけですね。そこで非常に多い厚生省の付属機関の整理統合という問題について、今度の法案でも、設置法の改正でも、この医療関係の試験委員の統合が行なわれておるようですね。全体的に一体この審議会の整理統合というものは、今回でこれが一応終わるというふうな考へておられるのか、今後の問題としてどのような方針を持つておられるか、それから付属機関も相当多数あるわけですね、厚生省には、付属機関として、審議会ももちろん付属機関ですが、行政組織法の八条機関である付属機関、非常に多いわけなんです、これらの整理統合についての方針をまずお伺いいたしたい。

○政府委員(戸澤政方君) 厚生省の審議会は現在二十九ございまして、ほかの省に比べて確かに数は多いほうでございます。これは八条機関の重要な事項についての諮問的なあるいは調査的な審議会もたくさんございまして、それ以外に、医師をはじめとして各種の国家試験を実施するための審議会というものが数多くございまして、

それで従来もこういう審議会の整理統合につきましては、閣議の了解方針にのっとりまして、できるだけ整理統合できるものについてはするようになつてきたわけでございます。四十一年に統一的に審議会の整理をいたしました場合にも、死体解剖資格審査会を廃止して、医道審議会に統合するといふようなこともいたしましたわけでございますけれども、今回それをさらに大幅に整理をいたすことにいたしました、いま申し上げました国家試験につきましても、これを審議会を廃止しまして、試験委員といたしたようなこともございまして、試験をする、それでそういう試験審議会を五つ廃止するといふようにいたしましたわけでございます。なおこれをもつて終わるというわけではございませんで、今後でもできるだけ整理統合できるものについてはしていきたい。ただ、非常に重要な審議会が多うございまして、簡単に廃止統合等ができません。

いというふうな実情でございます。

○北村暢君 大体今回だけでなしに、今後も審議会の整理等について検討されるということでございますが、私も必要な審議会を廃止せよ、こういうことを言っているのではありません、一省一審議会という案が出されて発表されておることも知っておりますが、必ずしも一省一審議会ですと足れりというふうには思ひません。したがって審議会は民主的な手段として、審議会が必要ならば審議会を残すのは、これは当然のことである。したがって今後における審議会の整理統合については、必要な審議会は審議会として置くことは当然でありまして、中には審議会として年に何回かくりやする、しかもその審議会が非常に形式的に終わっているという審議会もあるわけですね。そういうような審議会について統合する、そしてなおかつ機能が發揮できるというものについては、これは当然検討される、こういうことだと思ひます。

そこで今度の改正案によりましていろいろの試験関係の審議会を整理統合して、試験委員を設けたわけでありまして、この試験委員というものは、しかも厚生省関係の試験も、医師に始まって看護婦に至るまで、そのほかまあ非常にたくさん試験、国家試験の審議会を一本の試験委員ということにまとめたわけなんです、この試験委員というものは、法的性格というものは、一体どういう性格を持っているのか。従来の試験関係の審議会は行政組織法の八条機関であるといふふうに思ひますが、今度の試験委員というものは、一体前の各試験関係の審議会の構成と、どのように試験委員の数の他について構成が変わったのか、変えようとするのか。この点について、法的性格と構成が従来とどういうふうに変うのか、この点を質問いたします。

○政府委員(戸澤政方君) 従来国家試験につきましまして、試験審議会という、行政組織法八条による行政機関合議体としてのかつこうでもつて実施

してきただけでございます。しかし、試験につき

明願います。

○政府委員(戸澤政方君) この改正法案に含まれ

きましては、医務局の関係が非常に多うございま

会で間に合うようなものを新しい審議会に設けま

ましては、その試験の方針とかやり方の大綱、た

ておりますが、薬剤師の試験とか栄養士等の試験

すので、また、ただいまの御質問も医療関係者審

いたしております。したがって、それに關する

とはその審議会といったような合議体でもって

につきましては、同じように試験の事務は試験委

議会の問題が主と存じますので、私から便宜お答

えを申し上げます。

も、その試験の実施そのものにつきましては、必

今度の整理統合におきましては、ただいまお話

しのとおり、まず医師につきましては医師試験研

務でございまして、このほうは、御承知のとおり

ずしもこういう審議会といったような合議体を

修審議を廃止するわけでございしますが、その中

で、医師の臨床研修につきましては、非常に事柄の

重要性と申しますか、特別な事情と申しますか、

もって実施する必要はないわけでございますして、

そういうことで御案内のとおり医師研修審議会

としてこれを残すわけでございします。このほうは

そういう意味合いで、もちろん数も変わらない

これは個々に試験委員というものを大臣が任命い

たしまして、そういう個々人の資格でもって実施

に当たるといふことでもって十分目的が達し得る

わけでございします。それで今回その試験の大綱に

つきましてきめることは、これは医療関係者審議

会という一つのまとめた審議会でもってこれを審

議していただくというにいたしまして、試験

の実施そのものは、厚生大臣が任命した個々の試

験委員というかつこうでもって実施していただく

というふうなことにいたすわけでございします。

それからその試験委員の数とか内容につきまし

ては、従来審議会という合議体でやっております

た場合と変わらぬ予定でございます。試験委員

の数等も従来の数と変更ない予定でございます。

○北村暢君 そうしますと、従来のたとえば医師

試験研修審議会、歯科医師試験審議会、こういう

各個の審議会の委員が即試験委員としてなつた

と、ところが今度別個に医療関係者審議会という

のができたわけですね。結局この医療関係者審議

会というのは、従来の各種の試験審議会をまとめ

たもので、試験制度についてのいろいろな審議を

する、こういうことでしょうか。そうすると、こ

の審議会を整理統合して、まあ簡素化したように

見えるけれども、試験委員は試験委員として残

り、新たに医療関係者審議会というものができて

試験制度についての審議をする、こういうこと

で、機構は逆に、人員関係からいへば何ら整理統

合したために簡素化されたという結果にはならな

いような気がいたしますが、その関係はどうなつ

ているのか。また、この試験委員と医療関係者審

議会との関係はどうなるのか、この点について説

明願いたします。

○政府委員(戸澤政方君) この改正法案に含まれ

ておりますが、薬剤師の試験とか栄養士等の試験

につきましては、同じように試験の事務は試験委

議会の問題が主と存じますので、私から便宜お答

えを申し上げます。

今度の整理統合におきましては、ただいまお話

しのとおり、まず医師につきましては医師試験研

務でございまして、このほうは、御承知のとおり

重要性と申しますか、特別な事情と申しますか、

そういうことで御案内のとおり医師研修審議会

としてこれを残すわけでございします。このほうは

そういう意味合いで、もちろん数も変わらない

わけでございします。それからそれを残しました残

りの部分と、それに加えて歯科医師試験審議会

会、それから保健婦助産婦看護婦審議会、それ

から理学療法士作業療法士審議会、これを合わせ

まして医療関係者審議会というふうなかつこうに

なっております。そういう限りにおきましては、

この四つの審議会は一つの審議会に統合されてお

るわけでございします。

ただ、先ほど官房長からも申し上げましたとお

り、また法律改正にもございしますとおり、試験事

務につきましては、こういった合議体の試験審議

会というものをから離しまして、それぞれの、医師

は医師、歯科医師は歯科医師、また保健婦は保健

婦というふうな、独立の試験委員というふうなも

のを設けて、そこで実際の試験をさせていただきます

と、こういうことになっております。数の関係で

申しますと、統合されました医療関係者審議会の

ほうは、ただいま官房長の御説明にもございまし

た、いわゆる試験に関する重要事項でございま

すとか、あるいはまたこの養成所の指定に関する重

要事項でございしますとか、さらにまた行政処分に

関します重要事項、そういったことは従来から従

来のそれぞれの審議会の審議会部でやっております

したので、そのほうはそれぞれ医師、歯科医師、

保健婦、助産婦、あるいはまた理学療法士、作業

療法士ごとに、現在のそれぞれの審議会の審議会部

で間に合うようなものを新しい審議会に設けま

して、ここで審議をする、こういうようなことに

いたしております。したがって、それに關する

部分につきましても、数の関係は変動はござい

ません。それから切り離されました試験の実施事

務でございしますが、このほうは、御承知のとおり

国家試験を受けました者が全体で八千五百名くら

いは十個所で筆記試験のほかに実地試験を四日

ないし五日間やる。こういうことになりましたので、

實際上試験委員というふうな制度にいたしま

しても、試験の実際を考えると、その試験の

実施事務につきましては、数を節約するというふ

うなことではなくて、従来どおりの数でやります

と試験事務の適正は期せられない、こういう事

情で、試験委員のほうも四十四年度につきまして

は、改正前と同じ数をもって運用していく考えで

ございします。

○北村暢君 いま説明を聞きますと、試験委員の

ほうもそのまま委員として残るし、それから医療

関係者審議会のほうも、統合はされましたが、各

部会として運用されるということになるので、整

理統合をしたというのだけれども、かえってこれ

は機構が拡大したような結果になるのではない

か、このように思うのですけれども、先ほど来、

現在は委員をそのまま残したけれども、将来は試

験委員というのを整理できればするのだ、こうい

うことのようにです。

そこで大臣に、こういうふうな行政官庁その

他から審議会等の整理統合ということが方針とし

て出されているのですから、一応はこういう機

構じりをしていただければ、結局においては簡素化

なりなんなりは行なわれなかったのではないかと

いうふうに見受けられるわけです。したがって、

ここですっかり整理統合ということでもって、方

針に基づいてこの設置法の改正を行なったわけで

すが、将来の問題として、いま直ちにおる人を首

切るわけにもいかないからこうなっているのかも

しれませんけれども、審議会の整理統合を行なった基本的な考え方、これについて大臣はどういうふうな考えられ、今後どういうふうにしていくという方針なのか、この点をひとつ伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(斎藤昇君) 試験制度に関する審議会と試験委員との関係でございますが、今度の改正は、それぞれ審議会を持って、そうしてそこに試験委員を置き、試験をやっていくという形よりも、関係のある試験でございますから、そういった重要な事項等をする試験の審議会は、これはやはり一つに統合したほうが合理的である、かように考へてやりました。ただ審議会といたしましては、このほうが合理的に運用されるであらう、かように考へてやりました。必要でないものは、できるだけ廃止をしまひたいと思ひますが、その必要はありますが、まあ厚生省関係の審議会は、それぞれ必要に応じて設けられたものでございませうけれども、しかし、すでにある程度その意味を果したというふうなもの、あるいは統合したほうがさらに大所高所から審議をしたらうの都合がよいというふうなものにつきましては、今後なお検討して善処をしまひたい、かように考へております。

○北村暢君 次に、精神薄弱者福祉審議会と児童福祉審議会を統合しておるわけでございますが、この点について、まず精神薄弱者の実態調査の結果から、十八歳未満の者が占める割合が高いことを示しているようであり、児童福祉法及び精神薄弱者福祉法の一部改正が行なわれたのであり、一元化が行なわれたので、今次改正案ではこの審議会が一元化の裏打ちをした、こういうふうな理解できると思うのですが、この成人の精神薄弱者に対する福祉施設、福祉対策というものが不十分になるということはないのかどうか、この点について対策が考へられておるかどうか、この点に

ついてお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(瀧美節夫君) 精神薄弱者対策につきましては、その進展の推移というものがございませうので、その点につきましてちよつと御説明申し上げたいと思ひます。

児童福祉法が昭和二十三年から施行になりました。その中で、大きな問題といたしまして、精神薄弱児対策、つまり十八歳未満の精神薄弱の子供の対策が進められたわけでございます。ところで、十八歳以上のおとなの者に対する対策というものが児童福祉法では対象になつておらなかった。そこに問題がございまして、昭和三十三年に精神薄弱者のおとなの者のための対策といたしまして、精神薄弱者福祉法が施行になりました。したがって、御指摘のように時期がずれておりますが、おとなの精神薄弱者に対しますところの対策というものは比較のおくれておるといふのが現状でございます。

ところで、精神薄弱者に対する対策は、厚生省の中でも法律施行以降は社会局でこれを担当しておたつてございまして、精神薄弱というその状態は、先生御承知のように、知能指数が非常に低い。知能指数の点からいへば、おとなも子供も同じである。ただからだがおとなであるか子供であるかというふうな問題が違つておるわけでございます。まして、むしろ精神薄弱の子供とおとなを一貫しまして、早く見つけて早く対策を講じて、早くその社会復帰をさせるという必要性があるわけでございます。

したがって、今回の対策も、おとなと子供を一貫して取り扱つていく。そのために審議会も一緒にいたしまして、いろいろな施策を検討するといふ必要が生じた。したがって、いろいろと精神薄弱対策が昭和二十三年以降、児童福祉法ができてからの対策としてずつと進展をいたしました過程におきまして、今回の審議会の統合といふことを一つのきっかけといたしまして、おとな、子供を一貫しての精神薄弱対策の強化をはかろうと、かように考へる次第でございます。

す。

○北村暢君 この精神薄弱者の施設であります、現状は一体どのような状態か。それからまた、この施設に収容されておる状況はどうなつてゐるか。それから今後における計画はどういうふうになつておるか、この点についてひとつ御説明願ひたい。

○政府委員(瀧美節夫君) 精神薄弱関係の施設についての整備の問題でございますが、現在、昭和四十三年の四月一日現在でございますが、おとなの施設に収容されておる数は約八千でございます。子供のほう、精神薄弱児施設あるいは精神薄弱児の通園施設に収容せられ、あるいは通つておりますところの子供たちの数は約二万二千でございます。したがって、その施設の収容能力は約三万五千というものが現状でございます。しかしながら、先ほども御指摘になりましたように、精神薄弱児者に関する実態調査をいたした結果から推定いたしますと、このようなおとなの施設、子供の施設に収容あるいは通園させなければならぬような子供及びおとなが約十三万名ばかりでございます。このうち、さつき申し上げましたように、三万名ばかりは収容あるいは通園させておられますので、約十万人の収容能力がどうしても必要だといふことでございます。私どもといたしましては、特にこういった収容施設の整備あるいは増設等にはいまだ懸命の努力を払つておりまして、あるいは年次計画をつくりまして、この整備をいたしたい、かような計画をいま検討中でございます。

○北村暢君 大臣にお伺ひしますが、いま説明ありましたように、この精神薄弱者の施設の現況をお伺ひしましたが、大体収容を希望し、また収容しなればならないといふものの約三分の一に満たない施設しか今日ないわけですね。それでその計画については、どうもいまの局長の御答弁だといふと、努力するといふ程度で、今後どうなるのか、さっぱりはつきりしないわけなんです、まあどちらかといへば、非常にこれは社会の恵まれない人々ですね。そういう人が現実に施設に入れたくても入れられないという人が、十三万ぐらゐのうち三万ぐらゐですから、十万は残つてゐる、こういうことでは。したがってこれに対する計画を聞きたいと、こう言つたところが、まあ今後大いに努力すると、こういう程度で、ただ計画といふものは一体あるのかないのか、この十万という人はやはり施設へ入れて、早く社会復帰させたい人ですね。実態調査終わつてゐるわけですから、ですから大臣にひとつこれについてのどういふ計画を持っておられるのか、この点を御答弁いただきたい、このように思ひます。

○国務大臣(斎藤昇君) 御指摘のように、まだ施設が著しく不足しておるといふことは事実でございます。そこで施設に入所したいといふ人を全部入所できるようにすることが、これは必要なことだと存じますけれども、しかし一面、この施設を維持管理をし、また養護をしていく人の養成の問題もあるわけでございます。日本の経済の発展によつて、相当さういふ経済力もできてまいつたわけでございますが、それとにらみ合わせながらやつていくということが肝要であらう、かように考へます。そこでこの施設のみなならず、他の社会福祉施設もまだ著しく不足をいたしておられますので、それらを勘案しながら、できるならば十年計画でも立ててみたいといふので、いま調査検討をいたしております。できたならば早くひとつあらゆる社会福祉の施設についての計画を樹立をいたしたい、かように考へております。

○北村暢君 そうすると、いまでも計画といふものはなくて、これから計画を立てると、こういうふうなことの御答弁ですが、これはあれでしよう、社会の善意に基づく、いわゆる昔式の社会施設として、寄付行為であるとか何とかで、財団法人とか何かでやるようなものでは解決しない問題ですね。国としてやはりつきり財政的に見て、まあ私もあちこちの施設を見させていただいておりませうけれども、ほんとうに真剣な努力をして、社会復帰をさせるために努力されている方々の、この

縁の下の力持的な努力については行つてみればほんとうに頭の下がる思いをするわけなんです。それが十三万のうち三万ぐらいが収容されておつて、あとの十萬の方がいつ収容されることもなく、まあいろいろ環境はありましようから、一がいにはいえないでしようけれども、こういう方が放置されているという結果になっている。自宅におつても非常におそろしく思ひをして、いるに相違ないわけですね。そういうことがもう少し早い機会に、これは計画的になされていなければならなかつたものだろうと思ふのですがね。まあ今度こういう審議会が統合されてやるといふのですから、そういう意味において、新たな考案で発足されるのかもしれないけれども、いずれにしても、いま大臣の答弁聞いていると、非常にたよりない感じがするのです。

これはもう実際に行つてみて私も感ずるのですけれども、施設でなければあつたに手がつけれない問題ですね、行つてみて、あれは個人的にどうだのこうだのといふことができない問題でしょう。だからどうしてやはりあれは一〇〇％施設に入れなければ社会復帰できない、こういうことだろうと思ふのです。ですから、これこそ私は、いろいろたくさんやる仕事あるでしょうから、優先順位、完全な形の社会保障制度といふのはなかなかむずかしいでしようけれども、こういう非常に恵まれぬ人、特に施設に入らなければならぬ人、三十九年か五十年計画で完成する、十萬の人を収容する施設ですから、そんなに私は金がかからなくてもできるのじやないかという感じがするのですがね。学校の急増対策なんといふのはどんなにすわね。にもかかわらず、この非常に社会の暗い面についてこういうふうな放置されるということは、私は政治の面からいっても、こういうところに政治が行き届くことがほんとうの政治だと、こういうふうな痛切に感ずるのです。したがつてこれから計画を立てられるというのんびりしたこと

では、いまさらどうしようがないわけですから、ひとつ三十九年か五十年計画で、これを施設に完全に収容できるというところに持つていきたいものだといふ非常に大きな期待を持つていいわけです。この点について大臣の考え方をちよつと聞きたい。これから計画を立案されるというこのようですから、ひとつ心がまえを聞いておきたいと思う。

○国務大臣(斎藤昇君) 考え方は、北村委員の考えになつておられるとおりに私も考えております。施設をござんになつて、おそろしく同じ感じを持つたれたと思ひますが、ただ施設をつくつて、そして月給取りの者をそこにやればうまくいくといふ問題ではない。なかなかその施設の経営といひますか、管理と申しますか、そういう人々たちを世話をしていくについては、やはりよほどの愛情を持つた人々でないといふまいりません。で、そこでそういう人々の養成、そういう人々たちをどうして獲得していくかといふことと相まつてやらなければならぬので、ただ机の上で幾つ施設を建て、何人々を増しただけといふだけでは簡単にいかにいかにむずかしいか、かように思ひますが、そういう点も勘案をいたしまして、そういう人々たちの、一人でも社会奉仕的な気持ちをもつてやつていただくといふ人々が、おれたちがやると、それについて国がさらに援助をすればできるといふところと相まつていくべきものだ、かように考えますので、そういう点も勘案をいたしまして、考え方をいたしましては、北村委員のおっしゃいますとおりの考え方でございまして、御了承願ひます。

○北村暢君 次に、改正点の、所掌事務の改正が行なわれて、児童家庭局の所掌事務の中に寡婦に對しての行政を追加すると、寡婦の厚生行政としての追加が行なわれております。これについて、厚生行政の対象となる寡婦とは、どのような状態にある者をいうのか、行政対象にするというのですから、寡婦の現状といふものをどういふふうに把握されておるのか、この点を御説明いた

きたい。

○政府委員(澤美節夫君) 寡婦——つまり未亡人を含めての寡婦でございますが、この実態を昨年の八月で調査をしたのでございまして。寡婦の中でも、他のいろいろな福祉政策が行なわれているような年齢にあらぬ方々より、あるいは非常に若い方々といふふうな方々よりは、私どもの対象に若く対象としたしまして、どうしても福祉の対象が必要であるという方々を中心として寡婦対策を展開したいといふような意味も込めまして調査をしたわけでございますが、その結果、三十歳以上六十歳未満の寡婦、この中には生別の方も含まれるわけでございまして、その数は約二百三十万人でございます。このうち、御承知のことと思ひますが、母子福祉法という法律によりまして、二十未満の子供を持たれた未亡人につきましては、母子福祉法によりましていろいろな福祉対策が講ぜられておりますので、二十歳未満の子供を持たないといふ寡婦の数は百八十八万人、かように推定されるわけでございまして。もちろん寡婦となりましていろいろな原因がございましてけれども、そのうちの約八割が死別でございまして、あとの二割が生別といふことに相なつております。で、従来からいろいろ問題ありました戦病死であるいは戦死によつて御主人をなくされた寡婦の数が約三十万人、事故死——これは交通事故その他を含めまして、そういうことで御主人をなくされた方が約十五万人といふふうなことになるのでございまして、最近はそのような新しいいろいろな事情によりまして寡婦となられた方、突如として社会的あるいは経済的自立が不可能になつたような方々がふえてまいりました。そういった意味におきまして寡婦対策を実施、展開をいたしたい、かように考えておるところでございます。

○北村暢君 そうしますと、実際の行政対象になる寡婦の数は、全体の二百三十万のうち百八十八万が大体対象になるというふうに見て差しつかえないのですか、その数は、行政対象になる

寡婦の数といふのはどういふふうな——もう一度数だけひとつ御説明願ひたい。

○政府委員(澤美節夫君) 一応対象といひますか、抽象的な意味では母子福祉法の対象からはずれました百八十八万の寡婦といつても差しつかえないと思ひますが、しかしやはり福祉対策を現実に実施するといふ、その対象にいたしましては、現在経済的、社会的に非常に自立が困難であるといふ方々を中心として展開しなければならぬ、かように考えております。

○北村暢君 いま説明ありました寡婦の福祉対策の対象として考えるものは、どちらかといへば生活に困窮している人を対象に考えるといふことですが、その福祉対策の内容は一体どういふことをやるうとしておるのか、この点。

○政府委員(澤美節夫君) 寡婦対策といひましていろいろあると思ひます。これは厚生省の所管の中におきます対策もあると思ひますが、あるいは労働省関係の就業対策もあると思ひますが、今回私どものほうで新たに着手いたしてまいりたいと思つておりますのは、寡婦福祉資金の貸し付け制度でございまして。つまり先ほど申し上げましたような経済的、社会的自立が非常に困難である、資金援助をすることによりまして生活意欲も燃え上る、社会的、経済的自立もできるといふふうな寡婦に對しまして、たとえば事業の開始資金を貸し付けるとか、あるいは住宅資金を貸し付けるとか、あるいは子供さんの結婚資金を貸し付けるとか、あるいは御病氣になられた場合の治療資金を貸し付けるとか、このような貸し付け制度を創設いたす予定にしております。

○北村暢君 福祉資金の貸し付け制度を考えているといふことですが、その条件、規模、あるいは総額一体どの程度のことを計画されておるのか。

○政府委員(澤美節夫君) 寡婦資金の内容でございしますが、たとえば先ほど申し上げましたような事業開始資金、事業継続資金等、資金の種類といひましては十三種類でございまして。十三の種類に應じましてそれぞれ貸し付け金額が違つて

ございますが、重要な点だけ申し上げますと、小売店でありまして、あるいは貸し本屋でありますとか、そういうふうな事業を開始するための貸し付け資金といたしましては、貸し付け金額は三十万円というようになっております。利率が三分でございます。それから住宅資金でございますが、住宅資金といたしまして、これは貸し付け金額は二十万円、金利が三分。それから修学資金でございますが、これは高校生、大学在學生によりましてそれぞれ金額が違っておりますが、高校生の場合には月千五百円の場合と三千円の場合とございまして、大学在學生につきましては三千円と五千円とございまして、これは金利はゼロでございます。それから結婚資金、これはお子さまの結婚資金でございますが、貸し付け金額五万円でございます。金利が三分。それから御自分がいろいろと技能を習得する、理容学校、美容学校等にお通いになって技能を習得するというための技能習得資金というのもございますが、これは月額二千五百円ということに相なっておりますのでござい

○北村暢君　そういう貸し付けのための福祉資金の貸し付けが、いま御説明のありましたように貸し付けるわけですが、これはどういうふうにして貸し付けをするんですか。これは法律的措施ではない、行政措置でやられると思うんですが、手続的にはどういうところにどういうふうについてやるのか、こういう点が寡婦の方々にどういうふうな徹底されるのか。制度がせっかくできて、わからぬでなければこれ利用できないわけなんです、なるべく手続が簡素で気軽に貸してもらえるというところが望ましいんですよ、こういう資金のワケとして一体どの程度考えているか、そして貸し付けの方法はどういうふうな手続でやれるのか、この点をひとつお伺いしたいと思

○政府委員(澤美節夫君)　結論を先に申し上げますと、この寡婦福祉資金の貸し付けの手続等につきましては、母子福祉資金の貸し付けと同じ手

続といえますが、同じぐあいにやります。

まずお金の総資金額でございますが、本年度予算におきまして、国費が二億計上をいたしております。これは三分の二の補助率でございますので、都道府県が総体といたしまして一億つぎ足していただきます。三億が総資金源でございます。これを半年の予定にしております。したがって、これを三億の総資金源が貸し付けられるわけでございますが、これは都道府県の仕事となるわけでございます。実際には、この資金の貸し付けを必要とされる寡婦は、市町村の窓口で御相談になるわけでございます。この際市町村には母子相談員というものがおりますので、その相談員にいろいろとお聞き合わせいただければ十分わかるわけでございますが、市町村の窓口で受け付けていただきます。それを都道府県単位でいま申し上げましたような各種の資金別にその貸し付けをいたすということでございます。もうすでに昭和二十八年から母子福祉資金の貸し付けが実施されておりますけれども、それと同じ手続になりますので、その点につきましては十分簡単に、しかも能率的にやっていくことができると私は確信しております。

○北村暢君　大体時間ですからこれで終わりますけれども、いまの資金の種類、十三種類あると言われましたが、事業をやるのに三十万、住宅資金が二十万、この程度で——この住宅資金なんかの内容は、これはどういう内容なんですか、二十万で家を建てるための住宅資金なんですか、これは頭金にもならない。いまは坪十万から十五万するわけだが、二十万では二坪の家しかできっこないわけなんです、寡婦は二坪に入っておれということなんですか、どうなんですか。どういう構想でこの二十万というのできたんですか。

○政府委員(澤美節夫君)　この額自体につきましては問題がございまして、毎年少しずつ改善をさせていただいていくというのが現状でございます。たとえば住宅資金で二十万円でございます

が、これはまあ新しく家を建てるというふうな意味でございます。子供さんの家にお嫁さんが来たというふうな場合に、その家を改修し、補修しあるいは増築する。簡単にいうと一間継ぎ足す、あるいは補修する、こういうふうな観点からこのような金額に相なっておりますのでござい

が、今後ともやはりこれはもう少し努力しなければいけないと、かように考えております。

なお、先ほど私が十三種類と申し上げましたが、たいへん恐縮でございまして、十二種類でございます。ここで訂正させていただきます。

○北村暢君　まあ今度は初めての制度としてやったのですから、寡婦に親切な行政をやるとい

はけっこうな話です。まあしかし総資金ワケが三億で、行政対象になる方々が——利用しない人は多数おられるでしょうが、百八十万くらいの方々が対象で三億円といえ、これは非常に微々たるものであることは間違いないと思うのです。

そこで厚生大臣にお伺いしておきますが、今年度は初めてでありますから国の持ち出しが二億程度というふうですが、この母子福祉資金との関連で、一体今後どのように考えられるのか、方針についてひとつ最後にお伺いしたい。

○国務大臣(斎藤昇君)　寡婦に対する資金援助は今度が初めてでございますので、したがってこの実施の状況を見まして、そしてそれに応ずるよう

に今後対処してまいりたいと、かように考えております。

○委員長(八田一朗君)　本案に対する午前中の審査はこの程度にいたし、午後の審議につきましては理事会で協議したいと存じますが、暫時休憩いたします。

午後二時三十九分開会
○委員長(八田一朗君)　ただいまから、内閣委員会を再開いたします。

趣旨説明を聴取いたします。荒木行政管理局長官。

○国務大臣(荒木高憲夫君)　ただいま議題となりました許可、認可等の整理に関する法律案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

政府は、行政の簡素化及び合理化を促進するために許可、認可等の整理をはかつてまいりました。さらにその推進をはかるため、さきに政府において決定いたしました行政改革三カ年計画に基づき、計画的に許可認可及び報告等の整理を行なうこととし、この法律案を提出することとした次第であります。

法律案の内容について御説明申し上げますと、第一に、許可、認可等による規制を継続する必要性が認められないものにつきましては、これを廃止し、第二に、規制の方法または手続の簡素化をはかることが適当と認められるものにつきましては、規則を緩和し、第三に、下部機関において迅速かつ能率的に処理することを要するものにつきましては、処分権限を下部機関に委譲し、第四に、統一的に処理することが適当と認められるものにつきましては、これを統合することとしております。

以上により廃止するもの十二、規制を緩和するもの十、権限を委譲するもの十四、統合をはかるもの一、計三十七について、十九法律にわたり所要の改正を行なうことといたしました。

以上がこの法律案の提案の理由及び概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(八田一朗君)　本案の審査は後日に譲りたいと存じます。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十二分散会
六月六日本委員会に左の案件を付託された。
一、退職公務員の医療給付制度に関する請願(第五三四四号)(第五三五七号)(第五四三三二

号)(第五四三三三)(第五四七三三)(第五四九
一号)(第五四九二二)(第五四九三三)(第五五
二二二)(第五五二三三)
一、一世一元制の法制化促進に関する請願(第
五四九〇号)

第五三四四号 昭和四十四年五月二十四日受理
退職公務員の医療給付制度に関する請願
請願者 神奈川県川崎市渡田新町二ノ一

紹介議員 河野 謙三君
この請願の趣旨は、第四八〇一号と同じである。

第五三五七号 昭和四十四年五月二十六日受理
退職公務員の医療給付制度に関する請願
請願者 群馬県前橋市曲輪町教育会館内群
馬県退職公務員連盟内 森田精一
外二千五名

紹介議員 丸茂 重貞君
この請願の趣旨は、第四八〇一号と同じである。

第五四三二二号 昭和四十四年五月二十六日受理
退職公務員の医療給付制度に関する請願
請願者 高知県香美郡夜須町出口三七七
東巻原寛外四千九百八十九名

紹介議員 寺尾 豊君
この請願の趣旨は、第四八〇一号と同じである。

第五四三三三号 昭和四十四年五月二十六日受理
退職公務員の医療給付制度に関する請願
請願者 高知県土佐市高岡町乙二、六九
六 今村豊美外五千五百五十九名

紹介議員 塩見 俊二君
この請願の趣旨は、第四八〇一号と同じである。

第五四七三三号 昭和四十四年五月二十七日受理
退職公務員の医療給付制度に関する請願
請願者 名古屋市中区和区広瀬町一ノ一三
石川賢治外三十一名

紹介議員 大谷 賢雄君
この請願の趣旨は、第四八〇一号と同じである。

第五四九一〇号 昭和四十四年五月二十八日受理
退職公務員の医療給付制度に関する請願
請願者 広島県三原市須波町一、〇三九
藤井功外百三十四名

紹介議員 源田 実君
この請願の趣旨は、第四八〇一号と同じである。

第五四九二二号 昭和四十四年五月二十八日受理
退職公務員の医療給付制度に関する請願
請願者 静岡県三島市本町一ノ四〇 堀新
太郎外二十九名

紹介議員 栗原 祐幸君
この請願の趣旨は、第四八〇一号と同じである。

第五四九三三号 昭和四十四年五月二十八日受理
退職公務員の医療給付制度に関する請願(五通)
請願者 和歌山県伊都郡かつらぎ町東渡
田 安部常三郎外百四十二名

紹介議員 前田佳都男君
この請願の趣旨は、第四八〇一号と同じである。

第五五二二二号 昭和四十四年五月二十九日受理
退職公務員の医療給付制度に関する請願
請願者 愛知県豊川市平屋町中具津三九
木下梅蔵外二十四名

紹介議員 八木 一郎君
この請願の趣旨は、第四八〇一号と同じである。

第五五二三三号 昭和四十四年五月二十九日受理
退職公務員の医療給付制度に関する請願
請願者 岩手県盛岡市本町通二ノ一四ノ
七 北田耕夫外千四百四名

紹介議員 増田 盛君
この請願の趣旨は、第四八〇一号と同じである。

第五四九〇〇号 昭和四十四年五月二十八日受理

一世一元制の法制化促進に関する請願(三通)
請願者 鳥取県岩美郡岩美町田後 米村謙
治外二名
紹介議員 宮崎 正雄君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。